

令和 7 年 4 月 1 日現在

- 1 空港機能施設事業の営業時間（空港供用規程第 1 条第 2 項関係）
 - (1) 旅客取扱施設（旅客ターミナルビル）の営業時間
午前 8 時から午後 7 時まで
 - (2) 給油施設の営業時間（航空機への給油可能な時間）
午前 8 時 30 分から午後 7 時まで
※ 緊急の場合はこの限りでない。
 - (3) 駐車場の利用時間（入出場可能な時間）
正面駐車場：午前 6 時から午後 10 時まで
(<https://www.matsumoto-airport.co.jp/live/live.html>)
第 2 駐車場：午前 6 時から午後 10 時まで
(<https://www.youtube.com/watch?v=0J6BZnQs9iY>)
※ 航空機の欠航や着陸空港の変更があった場合は、午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間も入出場可能
- 2 空港が提供するサービスに係る施設（空港供用規程第 3 条第 1 号関係）
 - (1) 案内カウンター[ターミナルビル 1 階]
<https://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
 - (2) 待合室
有料待合室[ターミナルビル 2 階]
 - ・利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ・利用料金 1 人 500 円／時間
貸切 5,000 円／時間<https://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
 - (3) 宅配便
松本空港ターミナルビル 2 階物販店で取り扱い。
 - (4) コインロッカー[ターミナルビル 1 階]
 - ・利用料金 300 円（16 基）
400 円（6 基）
500 円（4 基）<https://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
 - (5) 多目的ホール[ターミナルビル 2 階]
 - ・利用時間 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ・利用料金 文化活動による展示 無料
営業活動又は販売活動を伴う場合 有料
※ 料金は松本空港ターミナルビルに相談してください。<https://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
 - (6) 車椅子等の貸し出し所
 - ・搭乗のお客様は F D A チケットカウンター
 - ・ビル内見学だけの方は案内カウンター
 - ・その他の方は松本空港管理事務所

- (7) インターネット環境
無線LAN使用可能（無料）
- (8) 授乳室[ターミナルビル1階]
<https://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
- (9) レンタカー案内所[ターミナルビル1階]
<http://www.matsumoto-airport.co.jp/access/rentalcar>
- (10) 飲食店、物販店[ターミナルビル1階・2階]
<http://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
- (11) 喫煙所
ターミナルビル屋外(ターミナルビル南入口付近)
- (12) 見学者デッキ[ターミナルビル3階]
 - ・利用時間 午前8時30分から最終便出発まで
 - ・利用料金 無料<http://www.matsumoto-airport.co.jp/floor/index.htm>
- (13) 空港が提供するその他のサービスに係る施設
 - ① 派出所[ターミナルビル1階]
 - ② 自動体外式除細動器（AED）[ターミナルビル1階]
 - ③ コイン式マッサージチェア2台（200円/10分）[ターミナルビル2階]
 - ④ 携帯電話チャージスポット（従量制）[ターミナルビル2階]
 - ⑤ 携帯電話充電コーナー（200円/1回10分）[ターミナルビル2階]
 - ⑥ レンタルWi-Fi（従量制）[ターミナルビル2回]
 - ⑦ サイクルステーション[ターミナルビル屋外]
工具・空気入れ貸出（無料）[ターミナルビル2階]（空港管理事務所）
 - ⑧ ビジネスブース席4席[ターミナルビル2階]

3 空港の情報（空港供用規程第3条第2号関係）

- (1) 空港及び駐車場の管理者の氏名、住所及び連絡先
 - イ 氏 名 長野県（松本空港管理事務所）
 - ロ 住 所 松本市大字空港東8909
 - ハ 連絡先 0263-58-2517
- (2) 空港機能施設事業者の氏名、住所及び連絡先
 - ① 旅客取扱施設（旅客ターミナルビル）及び貨物上屋
 - イ 氏 名 松本空港ターミナルビル株式会社
 - ロ 住 所 松本市大字空港東8909
 - ハ 連絡先 0263-57-8818
 - ② 給油施設管理者の氏名、住所及び連絡先
 - イ 氏 名 株式会社エスエーエス信州松本事業所 給油部門
 - ロ 住 所 松本市大字空港東8936
 - ハ 連絡先 0263-58-4310
- (3) 乗り入れ航空会社
株式会社フジドリームエアラインズ
日本航空株式会社（8月のみ）

(4) 路線、ダイヤ

札幌（新千歳）	毎日	1 往復
福岡	毎日	2 往復
神戸	毎日	2 往復
札幌（丘珠）	毎日	1 往復（夏ダイヤ）
大阪（伊丹）	毎日	1 往復（8月のみ）

<https://www.matsumoto-airport.co.jp/schedule>

(5) 給油施設が提供する燃料の種類

J e t A - 1、アビエーションガソリン

(6) 着陸料等

① ターボジェット発動機を装備する航空機

次のア及びイの合計額に1.1を乗じて得た額（国際航空機は、次のア及びイの合計額）

ア 最大離陸重量に応じて定める額

- ・ 25トン以下 1,100円/トン
- ・ 25トン超 27,500円に25トンを超える1トンごとに1,500円を加算した額

イ 騒音値に応じて定める額

離陸測定点及び進入測定点における航空機の騒音値を相加平均して得た値から83を減じた値に、3,400円を乗じて得た額

② ①以外の航空機

次の最大離陸重量の区分の金額に1.1を乗じて得た額（国際航空機は次の額）

- ・ 6トン以下 1,000円
- ・ 6トン超 700円に6トンを超える1トンごとに590円を加算した額

※ ただし、当面の間、定期便及びチャーター便の着陸料は次のとおり。

A 無料のもの

- a 平成17年3月31日以前に運航されている定期便で、1路線につき1週間当たりの着陸回数が7回を超える分に係るもの
- b 平成17年4月1日以後に新たに運航された定期便
- c 国内・国際チャーター便

B 前記①の合計額又は②の額に3分の2を乗ずるもの
上記A以外の定期便

③ 停留料（航空機が6時間以上空港内に停留する場合）

停留した時から24時間（24時間に満たない場合は24時間に切り上げ）ごとに、次の最大離陸重量の区分の金額に1.1を乗じて得た額（国際航空機は次の額）

- ・ 3トン以下 810円
- ・ 3トン超6トン以下 1,620円
- ・ 6トン超23トン以下 1,620円に6トンを超える1トンごとに30円を加算した額

- ・ 23トン超25トン以下 2,070円に23トンを超える1トンごとに90円を加算した額
 - ・ 25トン超 2,250円に25トンを超える1トンごとに80円を加算した額
 - (7) 旅客取扱施設利用料（航空旅客の取扱施設の利用について、旅客から徴収する料金）
無料
 - (8) 空港アクセス
<https://www.matsumoto-airport.co.jp/access/bus>
 - (9) 駐車場
正面駐車場約300台（無料）、第2駐車場約200台（無料）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/airport/kurashi/kotsu/kuko/matsumoto/map.html>
 - (10) 空港マップ
<https://www.matsumoto-airport.co.jp/floormap>
 - (11) バリアフリー情報
エレベーター 1か所[ターミナルビル]
多目的トイレ 2か所[ターミナルビル1階、2階]
車いす使用者優先区画 8区画 障がい者等優先区画 6区画
視覚障害者誘導用ブロック（バス、タクシー乗り場からターミナルビル入口まで、ターミナルビル内は係員が誘導）
※ 上記以外にご要望がありましたら、ターミナルビル1階案内カウンターに申し出てください。
 - (12) 利用者の意向を反映する仕組み
信州まつもと空港ご意見コーナー（ターミナルビル1階）、ご意見カード（ターミナルビル2階）を設け、投書による意見募集を行っています。
- 4 地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスその他松本空港が提供するサービスの内容に関する情報（空港供用規程第3条第3号関係）
- (1) 地震災害等の緊急時に空港が提供するサービス
「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」（平成6年6月29日締結）及び「松本空港医療救護活動に関する協定書」（平成24年3月21日締結）に基づく消火救難又は医療救護
 - (2) その他松本空港が提供するサービス
松本空港に隣接して長野県が設置する公園内の会議室、体育施設、展示施設等の利用申し込み先の案内
<https://shinshu-skypark.net/facility/>
（信州スカイパークホームページ）